利用者負担額（保育料）等
納付書兼領収証書

下記納期限内に豊中市指定金融機関等で納めてください。

	円
	円
	円
	円
	円

領収日付印

納付者保管

大阪府豊中市

納付書（原符）

円
円
円
円
円

領収日付印

金融機関保管

大阪府豊中市

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

納付書兼領収済通知書

									円
									円
									円
									円
									円

領収日付印

納期限

豊中市保管

大　阪　府　豊　中　市

これより上には絶対に記入しないでください。

経由する金融機関はこの欄に押印してください。		
1.	2.	3.

利用者負担額（保育料）等の納付について

利用者負担額（保育料）および延長保育料は、当初納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの日数に応じ該当金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合。以下同じ）に年7.3%を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合を該当金額に乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。ただし、納期限の翌日から3ヵ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合か年 7.3%の割合のいずれか少ない割合を乗じて計算した額とします。副食費、デリバリー費は、当初納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの日数に応じ該当金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは、法定利率を該当金額に乗じて計算した額の遅延損害金を加算して納付していただきます。ただし、延滞金および遅延損害金の確定金額に、100円未満の端数がある場合における当該端数金額または確定金額が1,000円未満である場合における当該確定金額については、納付する必要はありません。

納付場所	池田泉州銀行	尼崎信用金庫	近畿労働金庫
	関西みらい銀行	大阪信用金庫	大阪協栄信用組合
	京都銀行	大阪シティ信用金庫	近畿産業信用組合
	滋賀銀行	大阪商工信用金庫	のぞみ信用組合
	三井住友銀行	北おおさか信用金庫	大阪北部農業協同組合
	りそな銀行	京都信用金庫	
	以上の金融機関の本店及び支店		
	豊中市役所内指定金融機関派出所　庄内出張所　新千里出張所		

※この領収証書は大切に保管してください。

＜お問い合わせ先＞　利用者負担額（保育料）等について　豊中市　こども未来部　子育て給付課　電話　06(6858)2252